

はじめに

①本書は（公財）運行管理者試験センターが行う運行管理者試験（旅客）について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。

②過去8回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和5年8月	令和5年3月	令和4年8月	令和4年3月
受験者数	5,158人	4,675人	5,403人	5,787人
合格率	34.5%	35.3%	40.1%	34.5%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和3年8月	令和3年3月	令和2年8月	令和元年8月
受験者数	6,740人	7,610人	9,714人	8,263人
合格率	32.6%	47.4%	31.2%	31.8%

※令和2年3月の試験は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受験生の安全を考慮し中止されました。

③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。

- 第1章 道路運送法
- 第2章 道路運送車両法
- 第3章 道路交通法
- 第4章 労働基準法
- 第5章 実務上の知識及び能力

④各章は、1 法令の要点、2 演習問題、◆解答&解説 で構成されています。

⑤ 1 法令の要点 では、過去に出題された問題に関係する法令を、要点を絞って収録しています。太字は特に重要な部分を表しています。

⑥ 2 演習問題 では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。収録問題は全236問で、過去の筆記問題は、令和元年8月実施分から令和3年3月実施分（計90問）になります。

⑦問題の最後に、[R3.3] や [R1.8] とあるのは、過去の筆記試験の実施時期を表しています。[R3.3] であれば、令和3年3月実施（令和2年度第2回）の試験問題、[R1.8] であれば、令和元年8月実施（令和元年度第1回）の試験問題となります。また、【CBT】とあるのは、（公財）運行管理者試験センターが公表している「**運行管理者試験（CBT試験）出題例**」を表しています。[R3_CBT] であれば「令和3年度運行管理者試験（CBT試験）出題例」の問題となります。

第1章



道路運送法

1. 法律の目的と定義	12	14. 運転基準図・運行表	63
2. 旅客自動車運送事業の種類	13	15. 経路の調査と運行指示書	64
3. 許可	15	16. 乗務員等台帳と乗務員証	67
4. 運送約款	18	17. 特別な指導 [1]	70
5. 事業計画	20	18. 特別な指導 [2]	72
6. 禁止行為と乗合旅客の運送	26	19. 事故の報告 [1]	86
7. 運転者の選任	28	20. 事故の報告 [2]	93
8. 過労の防止	30	21. 運行管理者の選任	100
9. 点呼	38	22. 運行管理者の業務	104
10. 事故等における 掲示・処置・措置	54	23. 運行管理者資格者証	117
11. 輸送の安全	56	24. 運送事業者による運行管理	118
12. 業務記録・事故の記録	58	25. 運転者等の遵守事項	125
13. 運送引受書の交付	62	26. 旅客自動車運送事業者による 輸送の安全に係る情報の公表	131

9

点呼

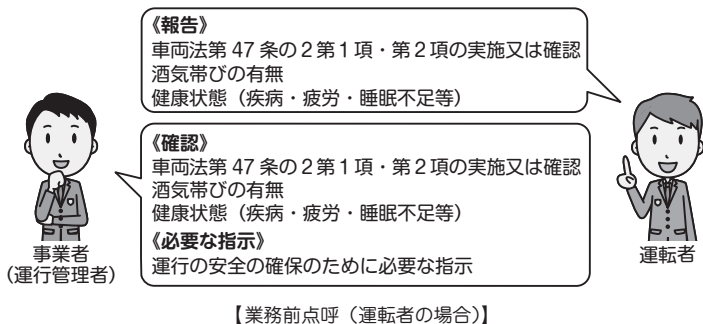
1 法令の要点と○×式過去出題例

■点呼等〔運輸規則第24条〕

《業務前の点呼》

1. 旅客自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員※（以下「運転者等」という。）に対して**対面**により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について**報告**を求め、及び**確認**を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために**必要な指示**を与えなければならない。

- | |
|--|
| ①車両法第47条の2（ 日常点検整備 ）第1項及び第2項（⇒162P）の規定による 点検 の実施又はその確認 |
| ②運転者に対しては、 酒気帯び の有無 |
| ③運転者に対しては、 疾病、疲労、睡眠不足 その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 |



- | |
|---|
| ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行业用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認 |
|---|

※特定自動運行（高速道路等の特定の条件下で、運転者がいない無人状態で自動運行装置（非常時等にすぐに安全な方法で自動停止させる機能を備えているもの）を用いて行う自動運行）（レベル4の自動運転）を行う際に、遠隔地等から自動運行車両を監視・操作する者。

2 演習問題

問1 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者等に対し、各点呼の際に報告を求め、及び確認を行わなければならない事項として、A、B、Cに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～6）から選びなさい。[R1.8改]

【業務前点呼】

- (1) 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- (2) (A)
- (3) 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認
- (4) 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

【業務後点呼】

- (1) 当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- (2) 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- (3) (B)

【業務途中点呼】

- (1) (C)
- (2) 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

- | |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認 |
| 2. 当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況 |
| 3. 乗客に体調の異変等があった場合にはその状況及び措置 |
| 4. 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 |
| 5. 運転者に対しては、酒気帯びの有無 |
| 6. 他の運転者等と交替した場合にあっては法令の規定による通告 |

第2章



道路運送車両法

1. 法律の目的と定義	144	4. 点検整備	162
2. 登録制度	145	5. 保安基準	170
3. 自動車の検査	152		

1 法令の要点

■ 登録の一般的効力 [車両法第4条・第5条]

《車両法第4条》

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを**運行の用に供してはならない**。

《車両法第5条》

1. 登録を受けた自動車※の**所有権の得喪**は、登録を受けなければ、**第三者に対抗することができない**。

※自動車抵当法第2条ただし書きに規定する大型特殊自動車を除く。

■ 自動車登録番号標の封印等 [車両法第11条]

4. 自動車の所有者は、自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又は毀損したときは、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う**封印の取付け**を受けなければならない。
5. **何人も**、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを**取り外してはならない**。ただし、**整備**のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

■ 変更登録 [車両法第12条]

1. 自動車の**所有者**は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは**住所又は使用の本拠の位置**に変更があったときは、その事由があった日から**15日以内**に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

■ 移転登録 [車両法第13条]

1. 新規登録を受けた自動車（登録自動車）について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から**15日以内**に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

※第12条第1項のただし書きの規定により、移転登録をする場合は変更登録の必要がなくなる。このため、所有者の変更があった場合は「移転登録」の規定が優先される。変更登録の規定は、所有者の住所変更などの際に適用される。

Check 車両法に関する日数のまとめ [編集部]

15日以内	変更登録（第12条）、移転登録（第13条）、永久抹消登録（第15条）、一時抹消登録（第16条）、自動車検査証記録事項の変更（第67条）、自動車検査証の返納（第69条）
5日以内	臨時運行の許可（第35条）

2 演習問題

問1 自動車の登録等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納しなければならない。
2. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
3. 何人も、国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。
4. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

第3章



道路交通法

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 法律の目的と定義 …………… 184 | 9. 灯火と合図の時期 …………… 229 |
| 2. 自動車の種類と運転免許 …… 186 | 10. 乗車又は積載方法の制限等 …… 235 |
| 3. 信号機の意味 …………… 193 | 11. 酒気帯び運転の禁止 …………… 237 |
| 4. 最高速度・高速道路 …………… 195 | 12. 過労運転の禁止 …………… 239 |
| 5. 追越し …………… 202 | 13. 運転者の遵守事項 …………… 241 |
| 6. 車両の通行方法 …………… 209 | 14. 交通事故の場合の措置 …… 251 |
| 7. 交差点 …………… 220 | 15. 使用者に対する通知 …………… 253 |
| 8. 停車及び駐車禁止場所 …… 223 | 16. 道路標識 …………… 254 |

16

道路標識

1 道路標識の名称と意味

道路標識の名称と意味 [編集部]

標 識	標識名称	意 味
	車両進入禁止	道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止される道路において、車両がその禁止される方向に向かって進入することができない。
	二輪の自動車以外の自動車通行止め	二輪自動車以外、通行することができない。
	大型乗用自動車等通行止め	大型自動車、特定中型自動車※1の通行を禁止する。
	駐停車禁止	8時から20時までの間は 駐停車 してはならない。
	駐車禁止	8時から20時までの間は 駐車 してはならない。
	車両横断禁止	車両は 横断 （道路外の施設又は場所へ出入するための左折を伴う横断を除く。）することができない。
 追越し禁止	追越し禁止	自動車は、他の自動車を追い越してはならない。
	高さ制限	自動車の 高さ が3.3メートルを超える車両の通行を禁止する。
	最大幅	自動車の 幅 が2.2メートルを超える車両の通行を禁止する。
	車線数減少	この標識より先にある道路の 車線の数が減少 することを示す。

2 演習問題

問1 次に掲げる標識に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 緊急通行車両その他の車両であって、広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める者以外の者の利用を禁止する。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

2. この標識より先にある道路の道幅が狭くなることを表している。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。

3. 自動車は、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4. 車両は、8時から20時までの間は駐車してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

第4章



労働基準法

- | | | | |
|--------------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 労働条件・定義・解雇…………… | 266 | 5. 労働時間の改善基準（目的）… | 291 |
| 2. 賃金・休み・女性…………… | 271 | 6. 労働時間の改善基準（タクシー）… | 293 |
| 3. 就業規則…………… | 280 | 7. 労働時間の改善基準（バス）… | 298 |
| 4. 健康診断…………… | 285 | | |

1 法令の要点

■ 一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等
[改善基準第2条]

1. 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者（**隔日勤務に就くものを除く。**）の拘束時間及び休息期間については、次に定めるところによるものとする。

※**拘束時間**とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいう。

※**休息期間**とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいう。

《1ヵ月の拘束時間》

① 1ヵ月についての拘束時間は、**299時間**を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、労働者の過半数を代表する者との書面による労使協定があるときは、**322時間**を超えないものとする。

《1日の拘束時間》

② 1日（**始業時刻から起算して24時間をいう。**）についての拘束時間は、**13時間**を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（最大拘束時間）は、**16時間**とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、次に掲げる要件を満たす場合には、この限りでない。

イ. 勤務終了後、**継続20時間**以上の休息期間を与えること。

ロ. 1日についての拘束時間が**16時間**を超える回数が、1ヵ月について**7回以内**であること。

ハ. 1日についての拘束時間が**18時間**を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠時間を与えること。

ニ. 1回の勤務における拘束時間が、24時間を超えないこと。

③ 勤務終了後、**継続8時間**以上の休息期間を与えること。

7

労働時間の改善基準【バス】

1 法令の要点

■ 一般乗合・貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等 [改善基準第5条]

1. 使用者は、一般乗合・貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者（バス運転者等）の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

※**拘束時間**とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいう。

※**休息期間**とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいう。

《1週間当たりの拘束時間》

①拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり**65時間**を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間のうち**16週間**までは、4週間を平均し1週間当たり**71.5時間**まで延長することができる。

《1日の拘束時間》

②**1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）**についての拘束時間は、**13時間**を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は**16時間**とすること。この場合において、1日についての拘束時間が**15時間**を超える回数は、1週間について**2回以内**とすること。

③勤務終了後、**継続8時間以上**の休息期間を与えること。

《2日平均の運転時間・1週間当たりの運転時間》

④運転時間は、**2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）**を平均し1日当たり**9時間**（※詳細は333Pを参照）、**4週間**を平均し1週間当たり**40時間**を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間についての運転時間が**2,080時間を超えない範囲**において、52週間のうち**16週間**までは、4週間を平均し1週間当たり**44時間**まで延長することができる。

第5章



実務上の知識及び能力

- | | | | |
|--------------------|-----|------------------|-----|
| 1. 運行管理者 …………… | 358 | 6. 交通事故防止 …………… | 449 |
| 2. 配置基準 …………… | 391 | 7. 視覚と視野と夜間等の運転 | 460 |
| 3. 運転者の健康管理 …………… | 411 | 8. 走行時に働く力と諸現象 … | 466 |
| 4. 交通事故等緊急事態 …………… | 422 | 9. 自動車に関する計算問題 … | 470 |
| 5. 事故の再発防止策 …………… | 427 | | |

1 交替運転者の配置基準

■ 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について（※）

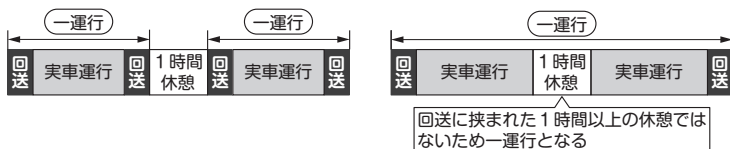
※以下「配置基準」という。高速乗合バスについては省略。以下同じ。

1. 用語の定義

- (4) **1日の乗務**：1人の運転者が1日（始業から起算して24時間をいう。以下同じ。）のうち、最初に**運転を開始**してから、最後に**運転を終了**するまでの間の乗務をいう。
- (5) **一運行**：1人の運転者の1日の乗務のうち、**回送運行を含む**運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、**その間に連続1時間以上の休憩を確保**する場合であって、当該休憩の**直前及び直後に回送運行**があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で**2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務**する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて**1つの夜間ワンマン運行**とみなす。

★一運行のポイント★

- ① 1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合で直前直後に回送運行があると、休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行になる。ただし、直前及び直後に回送運行がないと一運行になる。



- ② 1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合、直前直後に回送運行があり、連続1時間以上の休憩を挟んでいても、1つの夜間ワンマン運行となる。



- (7) **夜間ワンマン運行**：最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻（運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻）が**午前2時から午前4時までの間**にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。

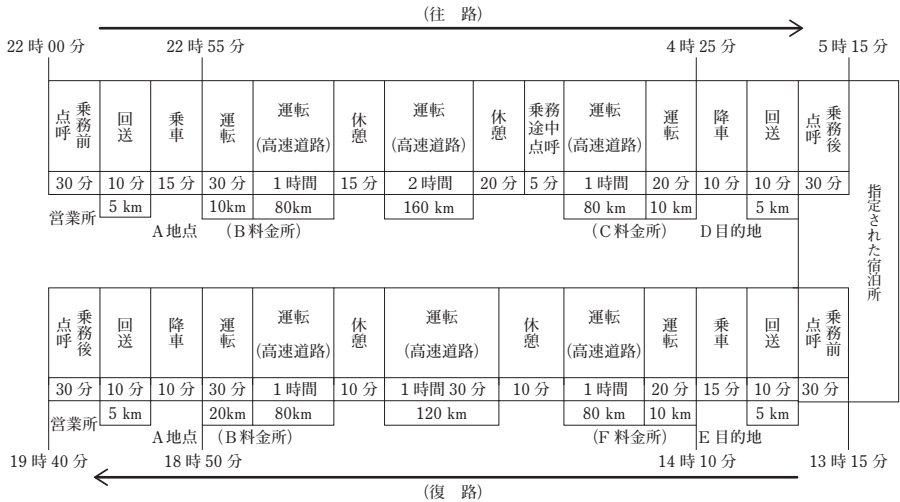
問4 貸切バス事業の営業所の運行管理者は、旅行会社から運送依頼を受けて、次のとおり運行の計画を立てた。国土交通省で定めた「貸切バスの交替運転者の配置基準」(以下「配置基準」という。)等に照らし、この計画を立てた運行管理者の判断等に関する1～3の記述について、正しいものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、〈運行の計画〉及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

(旅行会社の依頼事項)

ハイキングツアー客(以下「乗客」という。)39名を乗せ、A地点を22時55分に出発し、D目的地に翌日の4時25分に到着する。その後、E目的地を14時10分に出発し、A地点に18時50分に戻る。

〈運行の計画〉

- ア. デジタル式運行記録計を装着した乗車定員45名の貸切バスを使用し、運転者は1人乗務とする。
- イ. 当該運転者は、本運行の開始前10時間の休息をとった後、始業時刻である22時00分に乗務前点呼を受け、点呼後22時30分に営業所を出発する。A地点において乗客を乗せた後22時55分にD目的地に向け出発する。途中の高速自動車国道(法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。以下「高速道路」という。)のパーキングエリアにて、2回の休憩をとり乗務途中点呼後に、D目的地には翌日の4時25分に到着する。
- 乗客を降ろした後、指定された宿泊所に向かい、当該宿泊所において電話による乗務後点呼を受けた後、5時15分に往路の業務を終了する。
- 運転者は、同宿泊所において8時間休息する。
- ウ. 13時15分に同宿泊所において電話による乗務前点呼を受け、13時45分に出発する。E目的地において乗客を乗せた後14時10分にA地点に向け出発する。復路も高速道路等を運転し、2回の休憩をはさみ、A地点には18時50分に到着する。
- 乗客を降ろした後、19時10分に営業所に帰庫し、乗務後点呼の後、19時40分に終業する。当該運転者は、翌日は休日とする。



1. 当該夜間ワンマン運行における実車運行区間におけるの休憩は、「配置基準」に定める限度に違反していないと判断したこと。
2. 当該運行における実車運行区間におけるの連続運転時間は、「配置基準」に定める限度に違反していないと判断したこと。
3. 1日についての実車距離は「配置基準」に定める限度を超えておらず、また、1日についての運転時間も「配置基準」に定める限度を超えていないと判断したこと。

問5 貸切バス事業の営業所の運行管理者は、旅行業者から下の運送依頼を受けて、次のとおり運行の計画を立てた。国土交通省で定めた「貸切バスの交替運転者の配置基準」（以下「配置基準」という。）等に照らし、この計画を立てた運行管理者の判断に関する1～3の記述の中から正しいものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、〈運行の計画〉及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R3.3]

(旅行業者からの運送依頼)

ハイキングツアー客(以下「乗客」という。)38名を乗せ、A地点を23時25分に出発し、D目的地に翌日の4時20分に到着する。その後、E目的地を13時40分に出発し、G地点に18時30分に到着する。

◆ 解答&解説

※問1・問2は第1章の範囲で出題されましたが、学習及び編集の都合上、第5章に収録しました。

問1【解答 3】

1. 運輸規則第21条（過労防止等）第6項。⇒30P
2. 運輸規則第21条（過労防止等）第7項。⇒30P
3. 「10時間」⇒「9時間」。〔配置基準〕 2 (1) ②。
4. 運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項①～④。⇒28P

問2【解答 1】

1. 「600km」⇒「400km」。〔配置基準〕 2 (1) ①。
2. 〔配置基準〕 2 (1) ②。
3. 〔配置基準〕 2 (1) ④。
4. 〔配置基準〕 2 (1) ⑤。

問3【解答 1, 3, 4】

1. 〔配置基準〕 2 (1) ②。
2. 夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保していなければならない。〔配置基準〕 2 (1) ⑤。
3. 〔配置基準〕 2 (1) ①。
4. 〔配置基準〕 2 (1) ③。

問4【解答 1, 2】

1. 〔配置基準〕 2 (1) ①・⑤。

夜間ワンマン運行の実車運行区間において、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保する。

はじめに、この運行計画の夜間ワンマン運行（往路）の実車距離を求める。実車距離とは、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は含まない。）する区間の距離をいう。営業所～A地点の5kmと、D目的地～指定された宿泊所の5kmは回送運行となるため、往路の実車距離は340km（10km+80km+160km+80km+10km）となる。

夜間ワンマン運行の実車距離が400km以下（340km）であるため、運転時間概ね2時間毎に連続15分以上の休憩を確保していればよい。

◎夜間ワンマン運行の実車運行区間の途中における休憩は、30分+1時間運行した後に15分休憩、2時間運行した後に20分休憩、1時間+20分運行した後に降車しており、概ね2時間毎に連続15分以上の休憩を確保できているため、違反していない。

公論出版主催 運行管理者試験勉強会 のお知らせ

◆問題を解く⇒解説を聞く⇒問題を解く⇒…
の繰り返しで実力アップ!◆

運行管理者試験対策の勉強会を東京都で開催します。定員は会場先着15名となります(会費1,000円(税込))。参加御希望の方は弊社サイト(12月下旬までに詳細及び申し込み方法を掲載)にてお申し込みください。

※会場の都合により、募集定員が少なくなる可能性があります。

※社会情勢、その他の理由により、募集や開催をしない可能性があります。ご了承ください。

運行管理者試験 問題と解説
旅客編 令和6年3月
CBT試験受験版

定価2,640円/送料300円(共に税込)

■発行日 令和5年10月 初版

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL: 03-3837-5731(編集)
03-3837-5745(販売)
FAX: 03-3837-5740
HP: <https://www.kouronpub.com/>